

訂正とお詫び

【本試験モデル答練】のご受講をありがとうございます。

さて、解説の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。
誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しく
お願い致します。

【実力養成 第10回（択一第7回）】

頁数	場所	誤	正
問題 5	第5問 3 右記の とおり 訂正	3 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができるが、これは、当事者の一方がその期日に出頭した場合に限られる。	
解説 5	令和4 年改正 令和5 年3月 1日施 行	3 誤り。裁判所は、 <u>相当と認めるときは</u> 、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、 <u>裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法</u> によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる（民訴170条3項）。令和4年改正により、「当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る」とする要件を <u>廃止</u> した。また、「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは」という部分についても、 <u>遠隔地要件を廃止</u> し、単に「相当と認めるとき」とした。	